

令和7年4月1日

## 医療情報取得加算に係る掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

マイナ保険証を活用することにより、下記情報が利用可能になります。

- ・ 健康保険証の資格の有無
- ・ 高額療養費制度の負担区分
- ・ 薬剤情報
- ・ 特定健診情報

上記の体制により、国が定めた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算として

下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 初診時 医療情報取得加算              | 1点 |
| 再診時 医療情報取得加算（3カ月に1回に限り算定） | 1点 |

春日井整形あさひ病院